

# 平成22年度事業評価書

平成 22 年 8 月  
金 融 庁

# 目 次

## 第 1 部 事後事業評価書（過去に事前評価を実施し、効果が発現した事業）

### I 事後事業評価の実施にあたって

1. 事後事業評価の目的等 . . . . . 2
2. 事後事業評価書の記載内容 . . . . . 2
3. 事後事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見 . . . . . 3

### II 各事業の事後評価結果

1. オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化 . . . 5
2. 証券短期売買システムの開発 . . . . . 9

## 第 2 部 成果重視事業に係る事後評価書

### I 成果重視事業に係る事後評価の実施にあたって

1. 成果重視事業について . . . . . 14
2. 成果重視事業に係る事後評価の目的 . . . . . 14
3. 成果重視事業に係る事後評価書の記載内容 . . . . . 15
4. 成果重視事業に係る事後評価に関する有識者会議メンバーによる  
意見 . . . . . 16

### II 各成果重視事業の事後評価結果

1. 「金融庁業務支援統合システム」の開発 . . . . . 18

# 第 1 部 事後事業評価書

(過去に事前評価を実施し、効果が発現した事業)

# I 事後事業評価の実施にあたって

## 1. 事後事業評価の目的等

事業評価は、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものについて、事業を実施する事前の時点で、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、効率的で質の高い施策の選択に資するものです。また、必要に応じ、事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証することにより、以後の政策評価や企画立案に活用するものです。

金融庁においても、政策評価をより一層予算に活用する観点から、過去に事前事業評価を実施し、効果が発現した事業のうち主なものを対象として、事後的に事業評価を実施することとしました。

## 2. 事後事業評価書の記載内容

事後事業評価の実施にあたっては、具体的な成果を踏まえ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「法」という。）において示されている事業の必要性、有効性、効率性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）

- 必要性の観点・・・政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか。
- 有効性の観点・・・得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係が明らかか。
- 効率性の観点・・・政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。

また、各事業の事後事業評価の記載にあたっては、以下の項目について説明を行いました。

### （1）事業の概要及び実施内容

各事業の目的を達成するために実施する具体的な事業内容について説明しました。

### （2）事業の目的

各事業が何を対象として、何を達成しようとするものなのかについて説明しました。

### （3）達成目標及びその設定の考え方等

各事業の事前事業評価を実施した際に設定した達成すべき目標等について説

明しました。

- ①達成目標
- ②目標設定の考え方
- ③測定指標
- ④目標の達成度合いの結果

(4) 事業の事後評価

上述のとおり、具体的成果を踏まえ、法に示されている必要性、有効性、効率性等の観点から検証することとし、その際、次の各項目に沿って分析し、説明することとしました。また、各事業の効果の分析に当たっては、可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めました。

- ①具体的成果
- ②必要性の観点
- ③有効性の観点
- ④効率性の観点
- ⑤総括的評価

(5) 学識経験を有する者の知見の活用

各事業の事後評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

(6) 注記（評価に使用した資料等）

評価に当たって使用した資料等を記載しました。

### **3. 事後事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見**

平成22年8月25日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各事業の事後事業評価に関するご意見については、事後事業評価書を作成する上で参考とさせていただきます。

## Ⅱ 各事業の事後評価結果

## 1. 事後評価の対象とした事業の名称

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化

【関連する施策（平成 19 年度金融庁政策評価実施計画）】

施策 I - 1 - (1) 「金融機関をめぐる状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施」

## 2. 事業の概要及び実施内容

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、オンラインでのデータ徴求に加えて、データ様式の自由度を高めることによる徴求項目の追加・変更、多様な分析など、機能追加が柔軟に対応可能となるシステム（以下、「新システム」という。）に再構築し、平成 16 年 10 月より預金取扱金融機関、18 年 10 月より証券会社、19 年 4 月より保険会社を対象に利用を開始しました。

20 年度の事業内容としては、現状のシステムを維持しつつ、さらに、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施するため、新たな制度改正等に対応したシステムの機能強化等を図ります。

（単位：千円）

	19 年度	20 年度	21 年度
予算額	201,516	228,402	254,331
決算額	163,125	218,675	230,028

## 3. 事業の目的

当庁においては、検査と検査の間においても、金融機関の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、金融機関に対し、財務会計情報及びリスク情報等について継続的に報告を求め、経営状況の常時把握に努めています。また、金融機関から徴求した情報の分析結果を踏まえて様々な措置を講じ、金融機関の経営の健全化を促すとともに、金融システムの安定を図ることとしています。こうしたオフサイト・モニタリングを行うに当たっては、金融機関から徴求した情報の蓄積及び分析を、コンピュータ・システムを用いて行うことが有効であり、システム化を進めてきています。

今後、オフサイト・モニタリングについては、金融機関をとりまく状況の変化を踏まえつつ、さらに拡充していくことが必要です。このため、オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについても、情報の効率的な処理と多様な分析を行えるよう、機能強化を図っていくことが必要です。

また、金融機関からの徴求データの受付をオンライン化し、電子政府構築に取り組めます。

#### 4. 達成目標及びその設定の考え方等

##### (1) 達成目標

金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施を支援すること。

##### (2) 目標設定の考え方

金融機関を巡る状況の変化に対する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することによって、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要があります。

金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリング等を行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことが不可欠です。

##### (3) 測定指標

オンライン報告利用状況

##### (4) 目標の達成度合いの結果

分析機能の強化等、コンピュータ・システムの機能強化等により、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施に資することができました。

#### 5. 事業の事後評価

##### (1) 具体的成果

20年度においては、預金取扱金融機関や保険会社にかかるシステムについて、制度の見直しに対応した徴求項目の追加・変更等を行うとともに、証券会社にかかるシステムについては、19年9月30日に施行された金融商品取引法における監督対象の拡大を踏まえ、外国為替証拠金取引専門業者（約80社）を新たに加えた金融商品取引業者を対象とする早期警戒機能などの分析機能の追加や徴求項目の追加・変更等のコンピュータ・システムの機能強化を図り、金融機関の健全性の把握をより行うことができるようになりました。

また、サブプライムローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱等を踏まえ、コンピュータ・システムにおける対象金融機関として、新たにファンド取扱業者（約3,600社）を追加し、ファンドの投資対象などの把握を行うことができるようになりました。

以上のことにより、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施に資することができました。

##### (2) 必要性の観点

当該システムの機能強化により、国固有の責務である金融機関等の監督につい

て、オフサイト・モニタリングの効果的な実施を支援するものであり、国が直接行うべき業務であると考えます。

20 年度においては、金融商品取引法施行に係る外国為替証拠金取引専門業者（約 80 社）を新たに加えた金融商品取引業者やファンド取扱業者（約 3,600 社）などの対象金融機関の拡大に対応しつつ、監督部局の限られた人員により、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを実施するためには、コンピュータ・システムにおいて、情報の効率的な処理と多様な分析を行えるよう、機能強化を図っていくことが必要でした。

### （3）有効性の観点

20 年度においては、金融商品取引法の施行やサブプライムローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱などの金融機関を巡る状況の変化に対応し、制度の改正等に係る分析機能の修正やファンド取扱業者等のコンピュータ・システムへの対象金融機関の拡大（約 3,680 社）を実施することにより、各金融機関の経営に関する情報や各ファンドの投資対象の適格な把握・分析等の効果を一層高めることができました。

### （4）効率性の観点

20 年度においては、制度の改正等に対応した分析機能等の修正やファンド取扱業者等のコンピュータ・システムへの対象金融機関の拡大（約 3,680 社）は、監督局の限られた人員によりオフサイト・モニタリングを効率的に実施していくに際し、事務運営上適切な手段であったと考えています。

### （5）総括的評価

20 年度においては、金融商品取引法の施行やサブプライムローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱などの金融機関をとりまく環境変化、費用対効果など効率性を考慮の上、金融商品取引法に係る分析機能の修正やファンド取扱業者等のコンピュータ・システムへの対象金融機関の拡大（約 3,680 社）などのシステムの機能について強化を図りました。これらの取り組みは、限られた人員・予算のもとで、金融機関の経営状況やファンドの投資対象等の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングを効果的・効率的な実施に資するものになったと考えます。

今後においても、引き続き、金融機関をとりまく環境の変化等を踏まえたシステムの更なる強化等の検討が必要であると考えております。

## 6. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

**7. 注記（評価に使用した資料等）**

- ・ 20 年度実績評価「I－1－(1)－①金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施  
(平成 21 年 8 月 31 日公表、<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>)
- ・ オンライン利用状況

**8. 担当課室名**

監督局総務課

**1. 事後評価の対象とした事業の名称**

証券短期売買システムの開発

**2. 事業の概要及び実施内容**

上場会社等の役員等の短期売買利益の算定等の業務は、既にシステム化されていますが、現在のシステムは旧式で、その利用期限は平成 20 年 12 月までとなっていることから、当該業務を引き続き効率的に行うため、早急にシステムの再構築を行う必要があります。

このため、19 年度においてシステム開発を行い、20 年度からの新システムへの円滑な移行を図るものです。

(単位：千円)

	19 年度	20 年度	21 年度
予算額	28,482	0	1,920
決算額	15,286	944 <sup>※1</sup>	— <sup>※2</sup>

※1 当初予定していなかった試験運用を 20 年 8 月から実施したことに伴い、急遽運用・保守費用が発生（情報化・業務企画室の情報処理業務庁費より流用）。

※2 21 年度運用・保守費用については、個別業務システムの一括契約に内包されている。

**3. 事業の目的**

金融商品取引法（旧証券取引法、以下同様。）第 163 条に基づき提出される上場会社等の役員等の自社株等の売買等に関する報告書について、同法第 164 条第 4 項の規定により、内閣総理大臣（財務局長に権限委任）は、上場会社等に返還すべき役員等の短期売買利益の算定をし、役員等が短期売買利益を得ていると認める場合には、当該報告書のうちその利益に関する部分を上場会社等に送付する必要があります。

本事業は、当該短期売買利益の算定等について、財務局職員の業務の効率化等を図るため、証券短期売買システムの開発を行うことを目的としています。

**4. 達成目標及びその設定の考え方等****(1) 達成目標**

証券短期売買システムの開発を行い、新システムへ円滑に移行することにより、上場会社等の役員等の短期売買利益の算定等の業務について、21 年 1 月以降も引き続き迅速、適切かつ効率的に行うこと。

**(2) 目標設定の考え方**

上場会社等の役員等の短期売買利益の算定等の業務を限られた人員で引き続き効率的に行うためには、証券短期売買システムの開発・利用を行うことにより、迅速かつ適切な業務の実施が不可欠です。

### (3) 測定指標

金融商品取引法第 163 条に基づき提出される上場会社等の役員等による自社株等の売買等に関する報告書についての役員等の短期売買利益の算定等の業務の実施状況。

### (4) 目標の達成度合いの結果

上場会社等の役員等の短期売買利益の算定等の業務について、迅速かつ適切に実施することが可能となりました。

## 5. 事業の事後評価

### (1) 具体的成果

本業務を行うに当たって、それまでに利用していたシステム（財務省共同電算機）が 20 年 12 月を以て利用期限を迎えるため、当システムを利用していた全てのシステムについて抜本的に見直す必要がありました。このため、平成 20 年末までに証券短期売買システムの再構築を行い、試験運用を経て、21 年 1 月より後継システムの運用を開始しています。

システム開発にあたっては、入札時に複数事業者から見積りを取ることで、当初想定していた予算額より低いコストでの開発を実現し、効率的な予算執行を行いました。また、財務省共同電算機から証券短期売買システムを切り離し、金融庁において保有している個別業務システムに当該システムを追加する方式を採用することにより、短期間での開発が可能となりました。

さらに、後継システム運用開始後については、約定件数は旧システムと概ね同水準で推移しており、上場会社等の役員等の短期売買利益の算定等の業務について、システム移行前と同様の効率性・有効性を維持することができました。

(単位：件)

	21 年 1～3 月	20 年 4～6 月	20 年 7～9 月	20 年 10～12 月	21 年 1～3 月	21 年 4～6 月	21 年 7～9 月	21 年 10～12 月
受付件数	2,668	2,226	2,617	2,705	1,663	2,826	1,966	1,957
約定件数	16,009	13,548	14,120	13,719	9,502	19,811	10,867	7,767

(出所) 総務企画局市場課調

※ 約定件数とは、受付けた報告を元に、証券短期売買システムにより利益計算を行った件数。

### (2) 必要性の観点

上場会社等の役員による自社株等の売買報告制度は、当該役員等の短期売買利益の発生を上場会社等に周知し、短期売買利益の返還の実効性を確保するための金融商品取引法上の制度であり、極めて高い公益性を有していることから、上場会社等の役員等の短期売買利益の算定等の業務は国が直接行うべき業務であると考えています。

### (3) 有効性の観点

上場会社等の役員等の短期売買利益の算定等の業務は、人手のみによっては、金融商品取引法が要請する適時的確な実施が困難であり、本事業によるシステムの再構築により、引き続き当該業務を円滑に実施することが可能となりました。

### (4) 効率性の観点

後継システムの開発により、本システムが利用できない場合に必要となる人員増加を行うことなく、上場会社等の役員等による自社株等の売買情報の名寄せや売買利益を計算する等の大量のデータ処理を、迅速かつ的確に実施することが可能となりました。

### (5) 総括的評価

金融商品取引法に基づいて行う上場会社等の役員等の短期利益の算定等の業務については、後継システムの開発にあたり、複数事業者からの見積りにより当初の想定より低い予算で後継システムの開発を行うなど、効率的な予算執行が実現した上、金融庁保有の個別業務システムの活用により、短期間での開発が可能となりました。さらに、後継システムの運用開始後は、旧システムと同様、役員等の短期売買利益の返還の実効性を確保するとともに、当該業務に係る財務局職員の業務の効率性を維持することができました。以上により、当初の目的は達成できたものと考えています。

今後は、引き続き当該システムによる円滑な業務の遂行を行うと共に、金融庁全体として導入を進めている3局統合システム（業務支援統合システム）への移行を視野に入れつつ、当該システムの再開発の必要が生じることから、必要に応じて所要のインフラ整備を図る必要があります。

## 6. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 7. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 総務企画局市場課「証券短期売買システムの受付・約定件数」

**8. 担当課室名**

総務企画局市場課

## 第2部 成果重視事業に係る事後評価書

# I 成果重視事業に係る事後評価の実施にあたって

## 1. 成果重視事業について

成果重視事業は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）に掲げられた、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるための取組みの一つであり、「モデル事業」（注）を試行から一般的取組みに移行させる第 1 ステップとして平成 18 年度予算から創設されたものです。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）においては、その取組みについて、引き続き進めることとされています。

成果重視事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」において、「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化したもののとして、

- ① 事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム（国民生活にとっての成果）に着目した目標を設定する
- ② 各府省は、平成 17 年度予算に引き続き、自主的な取組を通じて「成果重視事業」の追加を図る

などとされています。

（注） モデル事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）において、

- ①
  - i) 定量的な達成目標であり、達成期限・達成手段が明示されていること
  - ii) 何をもちて「達成」とするか、評価方法が提示されていること
  - iii) 目標期間は 1～3 年程度とし、各年度ごとの達成目標が明らかにされていることの三つの要件に合致した政策目標を設定する
- ② 政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を行い、各府省は、弾力化に伴う効率化に応じ、これを予算に反映する
- ③ 複数年度にわたるモデル事業については、国庫債務負担行為等の活用により、複数年度にわたる予算執行に支障のないようにする

こととされています。また、モデル事業の事後評価については、上記閣議決定において、「計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たす。」とされています。

## 2. 成果重視事業に係る事後評価の目的

成果重視事業については、上述のとおりモデル事業の基本的枠組みを維持すること

とされており、計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たすため事後評価を実施することとしています。

### **3. 成果重視事業に係る事後評価書の記載内容**

成果重視事業に係る事後評価の実施に当たっては、具体的な成果を踏まえ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「法」という。）において示されている事業の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）

- 必要性の観点・・・政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか。
- 有効性の観点・・・得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係が明らかか。
- 効率性の観点・・・政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。

また、各事業の事後事業評価の記載に当たっては、以下の項目について説明を行いました。

（1）成果重視事業の概要

各事業の事業内容について説明しました。

（2）対象期間

各事業の取組み期間について説明しました。

（3）達成目標及びその設定の考え方

各事業の事前事業評価を実施した際に設定した達成すべき目標等について説明しました。

①達成目標

②目標設定の考え方

（4）目標の達成度合いの結果

達成目標に対する達成度合いを説明しました。

（5）予算額等

各事業の対象期間中の予算額、支出済額、予算執行の弾力化措置等について説明しました。

（6）予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

成果重視事業においては、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応

じた予算執行の弾力化を行うこととされており、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果について説明しました。

(7) 進捗状況及び今後の見通し

あらかじめ設定した達成すべき目標の達成状況について評価を実施した結果、その進捗度合い及び今後の見通しについて説明しました。また、達成状況が芳しくない場合には、原因分析を行い、今後の改善策等について説明しました。

**4. 成果重視事業に係る事後評価に関する有識者会議メンバーによる意見**

平成 22 年 8 月 25 日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

成果重視事業に係る事後評価に関するご意見については、成果重視事業に係る評価書を作成する上で参考とさせていただきました。

## Ⅱ 各成果重視事業の事後評価結果

## 1. 成果重視事業の名称

金融庁業務支援統合システムの開発

### 【関連する施策（平成 22 年度金融庁政策評価実施計画）】

業務支援基盤整備に係る施策 2 - (1) - ①

「行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進」

## 2. 成果重視事業の概要

「今後の行政改革の方針（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）」において、各府省は業務・システム最適化計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、経費や業務処理時間の削減などの効果を上げることとされています。

金融庁においては、検査、監督、証券取引等監視等の各業務を支援するシステムとして、現状、①金融検査監督データシステム、②金融庁統合モニタリング・分析システム、③証券総合システムの 3 システムがあり、これらの各システムの調達、開発及び運用はシステムごとに個別に実施していますが、これらを統合して再構築することにより、統合後の次期システムの調達、開発及び運用の合理化を推進し、当該業務に係る経費と業務処理時間の削減などの効果を上げることとしています。

また、この統合により各局内、各局間、各局と財務局等の間において、適切なアクセス管理の下、相互に情報を利用できる仕組みに改善します。

上記については、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等に関する業務・システム最適化計画」（金融庁行政情報化推進委員会 平成 18 年 3 月 28 日決定、平成 20 年 8 月 7 日改定）に基づき、21 年から 23 年度までの 3 年間で、同システムの設計・開発を行う予定としています。

## 3. 対象期間

平成 21 年度～24 年度

## 4. 達成目標及びその設定の考え方

### (1) 達成目標

24 年度から単年度で 207,560 千円の経費削減と約 9,450 日の業務処理時間の短縮

### (2) 目標設定の考え方

「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）等に基づく最適化効果指標

**(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準**

平成 24 年度における目標値（削減経費、削減業務処理時間）の達成をもって目標が達成できたものと判定します。

**5. 目標の達成度合いの結果**

複数年度にわたってシステム構築等を行う事業であり、24 年 1 月の新システム稼働までは事業の実施に伴う効果は発現しませんが、21 年度においては、5 月に設計・開発事業者と、8 月に工程管理支援事業者と請負契約を締結するなど、スケジュールに沿って設計・開発等のためのプロジェクトを開始しました。

21 年 10 月までに要件定義を確定しましたが、設計工程については進捗遅れが発生したことから、22 年 1 月にスケジュールの見直しを行いました。当初計画のとおり 22 年 3 月末までに設計工程を完了することはできませんでしたが、設計・開発事業者に改善措置を行わせた上で、成果物の納入を受ける予定です。

**6. 予算額等**

(単位：千円)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
予算額	208,457	280,025	224,364	
支出済額	77,357			
翌年度繰越額	131,100			
予算執行の弾力化措置				
国庫債務負担行為	208,457	280,025	224,364	
繰越明許費				
目の大括り化				

**7. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果**

複数年にわたるシステムの設計・開発について、国庫債務負担行為を活用し、複数年契約を締結したことにより、単年度毎に入札・契約を行う場合に比し、費用の低減及び業務の効率化等が図られます。

## 8. 進捗状況及び今後の見通し

21年2月に「統合システムの設計・開発事業者の調達」の公告（一般競争入札（総合評価落札方式））を行い、5月に設計・開発事業者と請負契約を締結しました。また、設計・開発等の業務を円滑に進めるため、8月に工程管理支援事業者と請負契約を締結するなど、スケジュールに沿って設計・開発等のためのプロジェクトを開始しました。

21年10月までに要件定義を確定しましたが、設計工程については進捗遅れが発生したことから、22年1月にスケジュールの見直しを行いました。当初計画のとおり22年3月末までに設計工程を完了することはできませんでしたが、設計・開発事業者に改善措置を行わせた上で、成果物の納入を受ける予定です。

今後について、22年度以降は開発を行う予定であり、23年度に機器等の調達を行い、24年1月の新システム稼動に向けテスト等を進めていく予定です。

## 9. 担当課室名

総務企画局総務課情報化・業務企画室、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課